

坂下町教育会議論〔Ⅱ〕

——坂下実業学校のこと——

勝野尚行

- 序 課題設定に向けて
- 第1節 坂下実業補習学校の創設
- 第2節 坂下実業学校への発展
- 第3節 坂下実業学校の存続運動

序 課題設定に向けて

本研究所の研究誌『地域経済』第2集（1980年12月発行）に、私は、論文「坂下町教育会議と教育住民自治」を、酒井博世氏との共同研究論文「坂下町教育会議論」のなかに加えて、発表した。岐阜県東濃東部の恵那郡坂下町において、1972年暮頃に誕生する「坂下町教育会議」に関して、その組織と運営、創設理念、その歴史と当面の課題などにつき、比較的詳細に分析したものである。もちろん、この坂下町教育会議は1982年の現在もなお存続しており、82年11月21日には、この会議が第11回教育集会を開催している。

（1）はじめに、最近の坂下町教育集会のことに関して、少しばかりコメントしてみよう。

毎年11月中旬に開かれる、坂下町教育会議主催の教育集会（全体集会にあたる）に、私自身は、第9回集会以来出席している。だから、今年で出席は3回目である。その印象からいえば、教育集会の基調が最近になって相当に変化し変質してきているように思われてならない。つまり、もともと坂下町教育会議は「地域の教育は地域の住民の手で」という「教育の住民自治」の理念を基調にして創設されたものであるが、今年の第11回教育集会の運営実態を見ると、もはやそのような理念が集会運営の基調に据えられているとは思えないようなものになってしまっている。端的に言って、教育集会

（第11回の集会でも、出席参加者は400名を超えている）が有名人の講話を聞く「文化講演会」に変わってしまったような印象を、つよく受けたのである。本来、「地域の教育を地域の住民の手で創造していこう」という理念にてらしてみると、いわば外来の講師の講話など、教育集会のなかでは必要がないのである。反対にむしろ、外来の講師の講話に頼りながら教育のあり方を確かめてきた、伝統的・戦前的な手法への深刻な反省を踏まえて、自分たち自身の手で自主的・主体的に地域の教育のあり方を確かめ創りあげていこうという決意から、教育会議にせよ、教育集会・地区集会にせよ、設置されたものであろう。

そうだとすれば、教育集会のなかでは、主に、坂下町のなかで日々子育ての実践にあたっている父母・教職員・住民の、自分自身の教育体験こそが豊富に語られ、語り合われなくてはならないのではないか。ところが、第9回教育集会では午後いくつかの分科会がもたれて、各方面から子育てのあり方について教員・職員・父母・住民の出席の下で論議されたのに、第10回教育集会では午後の部は講師との質疑応答だけとなり、さらに第11回教育集会では午後の部そのものがなくなってしまった。これだけの変化を見ただけでも、教育集会・教育会議が変質しつつある、あるいは教育集会・教育会議が危機に傾いている、としかいいようがない。「坂下の教育会議も原点に立ち戻るときがきた」というような、批判・抗議の声があがって当然ではないか。

坂下町教育会議にとっての最大の課題は、その運営全般に民主主義の原理を貫徹させることであり、いわば衆知を結集してその教育会議の

あり方を探ることである。これしかその危機を救う道はありえない。いまや坂下町教育会議は、以下の2つの道の選択の岐路に立っているといわなくてはならない。

その一つは、教育会議運営全般に民主主義の原理を貫徹させ、「地域に根ざす教育」を父母・住民・教職員の共同の手で創造していく、そのための組織に教育会議をしていく「原点に立ち戻る」道である。坂下町教育会議のもともとの創設理念をあらためてわがものとしながら、さらには、坂下実業学校を先駆的に創設していった坂下の先人たちの教育思想をわがものとしながら、坂下町教育会議を立て直し、父母・住民・教職員がそれを真に自分たちの会議にしていく道である。いま一つは、教育会議を政策の翼賛組織に変えてしまう道であり、教育会議をして、その創設理念にまったく逆らって、教育「正常化」推進のための会議にしてしまう道である¹⁾。1980年代日本の教育の反動化が戦後かつてない規模と速度で進行している現在²⁾、坂下町の父母・住民・教職員がどちらの道を選択

するのか、まことに厳しく問われるまでに至っているように思う。

追記 その後に届いたある教師からの私への通信には「坂下の教育会議も10年をもって終章となったこと、第11回(教育)集会で確認されたことと思います」とあり、さらに「(たとえ)教育会議は消滅の運命をたどろうとも、教育会議の精神を草の根運動として引く継ぐべき今は」云々とあった。この通信を受けとって、私自身まさに絶句させられたとしかいいようがない。本当に「10年ひと昔」なのであろうか。10年間も続いた坂下町教育会議が、そんなにも簡単に「終章となった」のであろうか。それほど簡単に終章としてしまってよいものであろうか。すべての事物は流転し、発生し発展し消滅する。疑いのない真理であり真実である。しかし、80年代日本の教育の危機的状況のなかでみると、「坂下町教育会議のことを原点から見直し、これを坂下の父母・住民・教職員の共同の手で立て直そう」というような呼びかけが、いまこそ精一杯行われなくてはならないのではないか。

いまになって、そうした呼びかけも、もはや空しく響くだけだというのなら、10年も継続した坂下町教育会議がどうしていまや「終章となった」のか、その原因が徹底して分析され総括されなくてはならない。そして、教育会議を再興するための諸条件が順次に創造されていかななくてはなるまい。

しかし、それにしても、坂下町教育会議の10年史は、明治期以降の日本の公教育の歴史のなかで、大きな足跡を残しているといわなくてはならない。その10年史のもつ価値は、いかにしても否定できない。1980年代日本の教育反動化の動向のなかで、坂下町教育会議も最大の岐路に立たされているとはいえ、その10年史は、学ぶべき多くの教訓を生み出している。そうであるなら、坂下町教育会議のことに、より

1) 1982年11月21日に開かれた第11回坂下町教育集会の当日、例によって「第11回坂下町教育集会資料」が発行された。そのなかに「昭和57年度坂下町教育会議、方針と重点」の箇所があり、その「方針」として、

- ① 町民憲章の具現化
- ② 青少年の健全育成

の2つが掲げられており、さらにその「重点」として、

- 1 地域連帯感の高揚
- 2 町内美化運動の推進
- 3 学習の充実と定例化
- 4 児童文化の育成と発展
- 5 家庭教育機能の回復

の5項目があげられている。ところで、このうちの「方針」②の「青少年の健全育成」は、「岐阜県青少年対策本部・岐阜県青少年育成県民会議」が発表した「県民みんなの手で青少年の健全育成を！」という呼びかけによったものであって、もはや坂下の地域に根ざしながら、坂下の教育のなかから出て来た「方針」ではない。この一点だけにてらしてみても、坂下町教育会議という団体がまるごと教育政策の翼賛団体に転化する危険性は皆無とはいえない。

2) 80年代日本の教育状況については、拙稿「教育基本法制と教科書問題」法律文化社・1982年、岐阜県教職理論研究会『教職理論研究』第7号・1982

年の拙稿「教科書問題をめぐって——『国際的批判』をどうみるか」、拙編資料集『1980年代日本の教育問題』1982年作成、等々で詳細に分析したつもりなので、ここではくり返さない。

深くその足跡が分析されなくてはなるまい。そして、その分析のなから、教育会議という教育住民自治の組織を全国の各地に創造するための方途が定立されなくてはなるまい。

(2) さて、本論文における研究主題につき、以下若干のべておこななくてはならない。

前回の論文「坂下町教育会議と教育住民自治」のなかで、私は、坂下町教育会議研究の意義ないし課題について3つの方面からのべ、そのうちの一つに「坂下町という地域社会において『教育会議』が誕生し存続し発展している、その社会的必然性の解明」を課題とする、教育法の法社会学的研究があることを指摘し³⁾、さらにつきのように書いておいた。

「いったいこの坂下町教育会議を誕生せしめた、その社会的必然性は何であったか。何がその誕生を可能ならしめたのか。この問題の解明こそ、この『教育法の法社会学』が究極において意図するところのものであるが、この問題には今後いっそう調査・研究を深めるなかで解答を与えていくほかない。」⁴⁾

そして、この社会的必然性に少しばかり論究し、かつての「恵那教育会議」の経験を坂下町民が積んでいること、すでに坂下町老社会『いろりばた』(1978年)の編集部が指摘しているように、「坂下実業学校」の経験があること、の2つにその必然性が見出される旨、指摘しておいた。『いろりばた』編集部によれば、「坂下の教育がさかんな気風はどこから生まれているか」の問題を解く一つのカギは、1898(明治31)年4月から1914(大正3)年3月まで、坂下町に設置されていた「坂下実業学校」にあることになる⁵⁾。

以上のような次第で、本論文では、この「坂下実業学校」のことにできるだけ論究し、上記の社会的必然性の一つを探ってみようと思う。結果的には『いろりばた』編集部の指摘の筋に沿って、ここでの教育法の法社会学的研究をす

ずめることになるが、たんにそれだけの理由から「坂下実業学校」のことに論究するわけではなく、その後も坂下町の教育の調査・研究の世話役・相談役を引き受けて下さっている坂下小学校の大橋寿美代先生と論議を重ねるなかで、やはり「坂下実業学校」問題に論究することが課題の解明に役立つのではないかという結論に達したことも、その理由の一つである。

(3) 「坂下実業学校」問題に論究する理由について、いま少しのべておく。

「教育・学問は坂下のいのち」という言葉がある。坂下町の父母・住民のなかに普及し浸透している言葉であり、この言葉に表現されている父母・住民の教育意識こそ、坂下町教育会議の運営・活動を支えている意識であることはいうまでもない。では、この教育意識は、坂下町の父母・住民のなかにどのようにして形成されたのか、どのような理由でいまなお存在しているのか。このなぞを解くことこそ、教育法の法社会学的研究にとっての、いわば核心的な課題となる。

もちろん、このような教育意識もまた、父母・住民の生活・生活史のなから生み出されたものであって、少しでも自分たちの生活をより豊かな幸せなものにしようとする人間的願いの所産である。つまり、坂下の地域に住む人々の生活は、これまで、けっして楽ではなかった、むしろ貧しく苦しいものであったのであろう。

しかし、坂下の先人たちは、とくに明治期に入ってから、そうした貧しく苦しい生活にけっして打ちひしがれることなく、その貧しさを打開する道をつよく模索し続けたのである。坂下の農家は、商品経済の浸透・発展にともない、養蚕・製紙などの仕事に手を出し、これを副業とするに至るのであるが、坂下の先人たちは、同時に、それらの副業を「徒に旧慣を墨守し」ながら営み続けること、あるいは経験の手探りでより能率的な生産手法を開発していくこと、等々に到底満足することができず、より科学的な手法を学習すること、学問の研究成果を生産活動のなかに意識的に導入すること、等々に大

3) 岐阜経済大学地域経済研究会『地域経済』第2集、1980年12月、160ページ。

4) 同上、190ページ。

5) 坂下町老社会『いろりばた』1978年出版、189ページ。

いに意欲的であったのである。生活の貧しさ苦しさを「生産と学問・教育の結合」という手法で打開しようとしたのである。それだけの社会的教養を身につけていたといってもよい。

そうであればこそ、坂下の先人たちは、「学問と生産の結合」のために、最大限の自主的努力をし、先駆的に学校創設に取り組んでいくのである。この点、第一節以下で具体的に実証していくけれども、一例を示しておくなら、1893年制定の文部省令「実業補習学校規程」に着目した坂下村の先人たちは、岐阜県内のどこにもいまだ実業補習学校が創設されていない時期に、いち早くこの学校を村立学校として開校するのである。1898（明治31）年度から1901（明治34）年度まで、県内にはこの種の学校はいまだ、どこにもなかったのである。さらにまた、1899年制定の勅令「実業学校令」を受けて文部省令「実業学校諸規程」が出されるや、坂下の先人たちは、この実業補習学校をあえて村立の実業学校にまで昇格させて、「学問と生産の結合」のために果敢にチャレンジしていくのである。もちろん、村立坂下実業学校の創設は、たんに生産性（生産能力）の向上に役立つだけでなく、ひろく人々の社会的教養＝文化的水準を高めることにも役立つことになった。そのこともまた、あえて坂下実業学校を村立で創設していった、その目的の一つに加えられていたに違いないのである。

坂下の先人たちの、自主的・主体的な、坂下実業補習学校の創設、その坂下実業学校への昇格・転換、等々の先駆的な実践は、いわば所期の目的どおりの成果をあげ、坂下村民の生活・文化の水準のレベル・アップに大いに役立っていくのである。「教育・学問は坂下のいのち」といわれる教育観・学問観は、その源流をたどるならば、まさにこの実践から生まれた、あるいは生み出された、極めて貴重な観念であり、現代に深く継承されより発展せしめられなくてはならない先人たちの残した遺産である、といわなくてはならない。

総じて、1898年度から開校の実業補習学校、1902年度から開校の実業学校、坂下の先人たち

をしてこれらを創設させたものは何であったか。もはや詳説するまでもなく、それは、貧しく苦しい生活の現実を大きく変革し、豊かで幸せな生活を実現しようとする、そうした幸福追求の積極的意欲であったのである。こうした幸福追求の意欲こそ、学問＝科学と生産＝労働とを結合しよう、そのための学校を創設しよう、という実践を生み出した根底にあるものである。「生活に根ざし生活を変革する教育を」という思いが「教育・学問は坂下のいのち」という合言葉には込められているのである。

学校の創設の実践に取り組んでいったのは「生活が貧しく苦しかったから」という説明にも一理はあるけれども、それよりも「貧しく苦しい生活現実を直視しながら、その本格的打開をめざしたから」という説明のほうに、より真実性があるといわなくてはならない。

第1節 坂下実業補習学校の創設

『坂下町史』¹⁾によれば、坂下実業学校は、1898（明治31）年4月25日に「坂下実業補習学校」の名称で開校している。開設の目的は、「小学校教育の補習に合せて地方産業、特に養蚕、製紙業に必須なる知識技能を授け将来該事業について、充分なる改良発達を図る人物を養成する」ことに置かれている²⁾。

(1) 1897（明治30）年4月に「坂下村立坂下実業補習学校設立案」がまとめられ、文部省の開設認可を得て、開校の月から向こう5箇年間で年額450円の国庫補助金の交付が受けられることになり、翌98年4月から開校となったものが「坂下実業補習学校」である³⁾。「設立案」をまとめて国庫補助金交付の決定をみるまで、どのような論議・運動があったのか、その仔細は資料不足のために不明である。しかし、この坂下実業補習学校の設立構想にしても、突然の思い付きで出来上がったものではなくて、その前身は1890（明治23）年設立の「養蚕飼育伝習所」で

1) 坂下町史編纂委員会編集『坂下町史』岐阜県恵那郡坂下町役場、昭和38年11月3日発行。

2) 同上、576ページ。

3) 同上、376～377ページ。

ある⁴⁾。それは「そこでは養蚕と製紙の教師を招いて、県当局からも担任の技師に随時応援して貰うといった謂わば定期的な講習会⁵⁾にすぎなかったものであるが。

現在なお坂下小学校に保管されている『坂下町誌』⁶⁾によれば、この坂下実業補習学校の設立経過は、つぎのとおりである。

「本村は往古より毎戸多少の養蚕及製紙の副業を営み将来ますます有望の業たりと雖徒に旧慣を墨守し改良発達の道開けず遺憾少なからざりき、爰に於てか有志者協同して養蚕伝習所を設け製紙教師を聘して技術の実習をなし官亦之を応援して出来其の改良に怠らずと雖如何せん時勢の進歩は之を以て甘んずるを得ず、更に有志者相謀り実業補習学校を設立し小学教育の補習に併せて其の業に必須なる知識技能を授け将来該業につき充分なる改良発達を達せしめんとするにあり、明治30年4月坂下村立坂下実業補習学校設立の儀出願、同31年4月25日坂下村坂下字嶋平先役場建築物を以て校舎として開校す⁷⁾

これをみれば、養蚕飼育伝習所にせよ、その後の実業補習学校にせよ、坂下の「有志者」が協同したり相謀ったりしながら、設立していったことが知られる。つまり、坂下の地に住む人々が、まさに自分たち自身の手で、「旧慣を墨守し改良発達の道開けず」にいる現状を打破し「将来該業につき充分なる改良発達を達せしめんとする」目的で、学校を創設していったのである。坂下の地で従来から副業として営まれてきている養蚕業・製紙業をとらえて、これらの事業の「改良発達」を計画的・系統的に達成することによって、自分たちの生活水準そのものを向上させていこうという思いに、これらの学校の創設は由来しているのである。とくに坂下実業補習学校の創設によってめざされたもの

は、たんなる養蚕・製紙の技能・技術の改善ではなく、「改良ノ思想」形成であったことに、とりわけ刮目しなくてはならない。

(2) 1898年4月から開校となった坂下実業補習学校の設立主旨につき、いまだし論及しておこう。大田堯他『坂下町教育調査報告』によれば、この学校の設立主旨をのべた資料があり、そこにつぎのようにあったという。追加的に引用・紹介してみよう。

「本村ノ蚕業ハ近来ニ於テ長足ノ進歩ヲナセシモノナレバ蚕業上一般ノ思想及ビ技術等ニ至リテハ伴隨的ノ進歩ヲナセシモノト云フベカラズ、故ヲ以テ往々其失敗ヲ免レザルハ遺憾トスル所ナリ、コレ実ニ未ダ従業者ノ蚕業ニ於ケル知識ト技能トノ幼稚ナルニ其因セズンバアラス、爰ヲ以テ今回有志者実業補習学校ヲ設立シ、一方ニハ小学校教育ノ補習ト同時ニ実業ニ要スル智識思想ヲ養成シ併セテ技能ノ実習ヲナサシメ、将来該業ニ就キ充分ナル改良進歩ノ目的ヲ達セシメントスルニアリ⁸⁾

「本村製紙業ハ将来大ニ望ミヲ属スベキ工業ナルニモ係ハラズ従来ヨリノ旧慣ヲ墨守シ更ニ改良ノ途ヲ開カス遺憾尠ナカラサルニ付、有志者共同シテ数年前ヨリコレガ改良ニ着手シ官又コレニ応援シテ爾来其改良ニ怠ラズト雖モ如何セン一般ノ従業者多クハ改良ノ思想ニ乏シク未ダ充分ナル結果ヲ見ルニ至ラズ、爰ニ於テ更ニ有志者相謀リ今般協同シテ実業補習学校ヲ組織シ小学教育ノ補習ニ併セテ其智識技能ヲ補フト同時ニコレガ実習ヲナサン、又他日本村ヲシテ盛ナル製紙村タル目的ヲ達セシメントスルニアリ⁹⁾

自分たちの生活を向上させていこうという、村民の願いがここにも端的に語られている。

この設立主意書のなかで、とくに注目すべきことは、さらに以下の2つである。その第一は、すでにのべてきていることであるが、学校創設によって「本村ヲシテ盛ナル製紙村」にしようという、そのような学校創設目的をはっ

4) 同上、541ページ。

5) 川町伴左「坂下実業学校物語④」『坂下新聞』昭和25年3月1日付。

6) この『坂下町誌』は、上記の『坂下町史』の原本の一つにあたるもので、昭和5年にガリ版刷りで作成されたもの。190×2ページ。

7) 同上、47ページ。

8), 9) 大田堯、広木克行、田嶋一、中野新之祐『坂下町教育調査報告』坂下町教育会議、8ページ。

きりとのべていることである。つまり、坂下村をして蚕業・製紙業の盛んな村にし、村民の生活レベルを格段に引き上げようという、いわゆる「興村教育」の思想がここに明確に認められることである。その第二は、学校創設の目的が、いわゆる「技能主義」的に設定されるのではなく、いわば新しい人間の形成に向けられていることである。たとえば、坂下村の「蚕業ハ近来ニ於テ長足ノ進歩ヲナセシモノ」であり、製紙業についても「コレガ改良ニ着手シ」「其改良ニ怠ラズ」にそれを改良・進歩させてきたところである、しかし、これらにつきより「充分ナル改良進歩ノ目的ヲ達セシメントスル」なら、また「他日本村ヲシテ盛ナル製紙村タル目的ヲ達セシメントスル」なら、一般従業者のなかに「実業ニ要スル智識思想ヲ養成」して「改良ノ思想」を形成していかななくてはならない、学校創設の目的はここにある、というわけである。つまり、実業に必要な智識・思想を修得した人間の形成こそがねらわれたのである。

ところで、いわれている「実業ニ要スル智識思想」「改良ノ思想」とは何であるか。この点を解明するためには、坂下実業補習学校が1893（明治26）年制定の文部省令「実業補習学校規程」によって創設されたものである以上、いま一步すすめていけば、この「規程」内容について坂下の先人たちが一定の解釈を加えて坂下村の実業補習学校を創設したのであるから、その「規程」内容そのものを分析してみなくてはならない。この分析は、すぐ後の（4）で行うことにしよう。

（3）開設された坂下実業補習学校は、つぎのような制度のものであった。1893（明治26）年制定の「実業補習学校規程」に沿って開設されたものである。

名 称	坂下実業補習学校
入学資格	尋常小学校卒業以上(当時4年)の男子
修業年限	3 箇年
設置学科	蚕業科 製紙科 (普通学科目は共通履習)

開校は1898（明治31）年4月25日であるが、すでに1897（明治30）年10月には、文部大臣から開校の月から向こう5箇年間、年額450円の国庫補助金を交付する旨の通知を得ている¹⁰⁾。

開校して4年目の1901（明治34）年4月から、入学資格を高等小学校1年修業以上に引き上げ、蚕業科、製紙科に加えて農業科を新設している。1902（明治35）年度には、恵那郡費より年額200円の補助金を受けている。

この坂下村立の実業補習学校は、翌1899（明治32）年度からは「実業教育ノ発達ヲ計リ、専ラ生徒ノ増加ヲ期スルカ為」に授業料の徴収を止め、門戸をより広く人々に解放したのであるが¹¹⁾、こうした努力が村費負担を年々増加させていったことは間違いない。この点、設立・開校時の1898（明治31）年の経費をみても、収入約1,400円のうち、すでに村費が666円と半額近くを占めており、ほかに国庫補助金450円、寄付金135円、繭代売上金100円、授業料1人月15銭で計50円85銭（1箇月28人）となっていたことから知られる。しかし坂下村は、それでもなお、この学校に大きな期待を寄せながら、無月謝制の方針を採用し、1902（明治35）年度からは恵那郡費補助金として年額200円を獲得することに成功するわけである。

1898（明治31）年度坂下実業補習学校成績報告書には、「全年度ハ全校創業ノ場合ニシテ校舍ノ設備学科ノ順序未ダ完整セズ且入校生徒ノ学力モ均一ナラズ徒テ良好ナル成績ヲ見ルニ至ラズト雖モ実業ナルモノハ必学力ノ素養ヲ要スル感念ヲ生ゼシメ将来校下一般養蚕製紙両業ノ発達ニ対シ直接間接トモ其利益ヲ受クルヲ見ル

10) 上記の「実業補習学校規程」の制定後、この実業教育の振興をはかるべく、1894（明治27）年6月12日に政府は「実業教育費国庫補助法」を、ついで同年6月20日には「実業教育費国庫補助法施行規則」を、制定しており、この法律の適用を受けたものである。この国庫補助法・同施行規則に関しても、のべておくべきことは多いが、ここでは触れない。

11) 1893（明治26）年制定の「実業補習学校規程」第14条に「市町村立実業補習学校ニ於テ授業料ヲ徴収スト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ」とあるから、この規定によったものである。

ニ至レリ¹²⁾とあり、また1901（明治34）年度の成績報告書には、「本校ノ設備年ヲ逐ッテ完整ノ域ニ進ミ生徒モ漸次増加シ校下ノ実業モ直接間接（中略）改良発達ノ現象ヲ表シ本年度ヨリ乙種程度ノ実業学校ニ変更ヲ出願シ益各業ノ進歩ヲ計リ各学科ヲ実地ニ応用セシメ佳良ノ成績ヲ希望シ止マザルノ情況ニ至レリ¹³⁾とあるから、実業補習学校の設立が「校下ノ実業」の、とりわけ養蚕業・製紙業の「改良発達ノ現象」を生み出していったことが知られる。

（４）この坂下村立の実業補習学校は、いうまでもなく、1893（明治26）年11月22日制定の文部省令「実業補習学校規程」に基づいて創設されたものである。1898年当時、全国に109校の実業補習学校があったといわれるが、多くは県立・郡立などであって、村立のものは極めて稀であったのである。ところで、その「実業補習学校規程」第1条に「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授ケル所トス」とあるように、小学校教育の補習と職業教育とを合わせ行う教育機関が、この実業補習学校であるが、このうちの職業教育ないし実業教育をどうとらえるかは、あるいはどのようにとらえてこの種の教育をすすめるかは、すでにこの規程内で確定されていたわけではない。この点、文部省が実業補習学校規程を制定・公布した、その当日に発表した訓令の中身にてらしてもいえることである。たとえば、その訓令のなかに、以下のような文章がある¹⁴⁾。あえて2つに分割して示してみよう。

A

「普通人民ノ情況ヲ察スルニ児童ノ尋常小學ヲ終ル者退學ノ後職業ニ従事スルニ當リ又ハ遊戯ニ日ヲ移スニ當リ其ノ嘗テ學ヒシ所ノ事緒ヲ抛棄シ遺忘シテ其ノ用ヲ爲サル者多

シ凡ソ年少子弟未タ恒心アラサルノ時ニ於テ其ノ父兄ハ彼等ヲシテ縦令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハサルモ其ノ尋常教育ヲ補充温習シ彼等カ將來ニ従事スヘキ生業ヲシテ稍々價直アラシムルコトヲ冀望スルノ情ニ切ナリ此ノ父兄ノ冀望ヲ助ケテ補習教育ヲ施スハ緊要ノ事タリ而シテ補習教育ハ中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニ非ス寧ロ中等教育ヲ模擬スルノ意義ヲ避ケテ専ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ發達セシメ其ノ固有ノ地位ヲ保チ以テ稍々利益アル生業ヲ得シムルヲ目的トスヘシ此レ補習教育ニ於テ實業ノ知識技能ヲ授クルノ時機ヲ誤ラサルヲ要スル所以ナリ」

B

「且輒近宇内各國ノ富力ハ年一年ニ倍加シ進テ止マサルノ勢アリ此レ蓋科學盛ニ興リ其ノ發明ノ應用ヲ各般ノ實業ニ及ホシ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラス我カ國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ科學的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ劃然トシテ殊別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於テ仍舊習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國民ノ子弟ニ向テ科學及技術ト實業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ實業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルコトヲ務メサルヘカラス此ノ事ハ既ニ輿論ノ認ムル所ニシテ方ニ自然發達ノ時機ニ遭遇シタリ」
1893（明治26）年11月22日のこの文部省訓令中に含まれる2つの文章（A、B）がどれほどに異質な職業教育観に立つものであるかは、すでに一読して明白となる。

Aの部分では、「父兄ノ冀望ヲ助ケテ」児童をして「利益アル生業ヲ得シムル」ために実業補習学校を設けて職業教育を行うのだ、という。そうだとすれば、そしてこの部分に重点を置いて教師が職業教育にあたるのであれば、実業補習学校は「技能訓練学校」に近いものになる。一人ひとりの子どもに少しでも「利益アル生業ヲ得シムル」ためにというのだから、そこでの職業教育の中身はあれこれの技能訓練とな

12), 13) この引用部分の原典そのものも遂に入手することができなかったため、前記の大田堯他『坂下町教育調査報告』から転用した。

14) 文部省内教育史編纂会『明治以降、教育制度発達史』教育資料調査会、第3巻、683～684ページ。

ることは避けられないであろう。個人主義的・技能主義的な職業教育観と云ってよい。

Bの部分では、そこに国家主義的な富国の思想が流れているとはいえ、もはや個人主義的・技能主義的な職業教育を、というのではまったくくない。職業教育をとおして「農工諸般ノ事業カ其ノ大部分ニ於テ仍旧習ニ沈澱スルコト」を徹底して打破するために、科学・技術と実業・労働とを結合しよう、という。「教育と労働の結合」という、まさに現代的教育思想に立つ職業教育観である。職業教育のなかで課題とすべきことは、「科学的ノ知識能力カ未タ普通人民ニ浸潤セス」に在るという問題状況の打破であり、「教育ト労働トカ劃然トシテ殊別ノ界域ニ立」ったままでいるという問題状況の打破である、というのである。そうだとすれば、当然に、実業補習学校では「国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス」ということにもなる。だから、続いて「殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ実業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルコトヲ務メサルヘカラス」というときにも、いうところの「実業ニ須要ナル知識技能」の中身も、たんなる技能主義の観点からではとらえ切れないものを含んでいるのではないかと思われる。

さて、以上にみてきたように、1893年の実業補習学校規程・文部省訓令は、A、Bの2つの職業教育観を内包していたのであるが、坂下の先人たちは、とりわけBの職業教育観に着目し、そこにある国家主義的な富国の思想にとらわれることなく、この現代的教育思想を坂下村民の幸福・生活向上のために摂取し活用しよう、いちはやく坂下実業補習学校を創設していったのである。したがって、その学校は村立ということにもなったのである。また、そのなかでは、技能主義の職業教育ではなく、「改良ノ思想」形成をめざす職業教育を実行しようとしたのである。「改良ノ思想」が「科学的ノ知識能力」「科学及技術ト実業ト一致配合スル」思想を、つまり「科学する思想」¹⁵⁾を指している

15) ここで「科学する思想」とは、もちろん、自然科学系の学問を労働生活のなかで活用しようとする

ことは明白である。坂下村の先人たちがどのように上記訓令を読んで学校創設に取り組んだのか、この点の実証はいまや甚だ困難となっているけれども、上記訓令の学習が行われた可能性は十分にある¹⁶⁾。

(5) ところで、この坂下村立の実業補習学校の創設が、岐阜県下において、いかに先駆的試みであったかは、岐阜県教育会編纂『岐阜県教育五十年史』(岐阜県教育会発行、大正12年出版)の以下の表1がよく物語っている¹⁷⁾。つまり、県内において、「実業補習教育は目覚ましい発達を見るに至った」¹⁸⁾のは、1903(明治36)年度以降であるが、1901(明治34)年度までは実業補習教育の機関は坂下実業補習学校がただ一校だけであったのであり、それは1902(明治35)年度には、はやくも坂下実業学校と改称するに至るからである。

表1で1898(明治31)年度から1901(明治34)年度までの一校が坂下実業補習学校を指していることは、くり返すまでもない。1902(明治35)年度に開校する10校とは、稲葉郡前宮、本巢郡一色、同生津、山県郡保戸島、恵那郡長島、同久棲、同水川、同串原、同本郷、同加子母の10農業補習学校を指し¹⁹⁾(印は学校名。前宮農業補習学校、一色農業補習学校、等々)、翌1903(明治36)年3月には岐阜県立農学校(1903年3月10日県令「岐阜県農学校規則」により、稲葉郡加納町に設置され、同年10月1日開校)²⁰⁾にも農業補習学校が付設

る思想・態度を指しており、この思想が実業補習学校の創設を支えるものであったことは間違いない。しかし、この「科学する思想」とは、本来、社会科学系の学問を生活全般のなかで活用しようとする思想・態度までそのうちに含んでいるのであって、この点は「科学する思想」形成をめざす現代の教育がとりわけ注意しなくてはならない事柄ではないかと思われる。「改良ノ思想」というのも、社会の改良・改革の思想まで本来、内包している思想である。

16) 坂下実業補習学校の設置に際し、この文部省訓令の学習をどのように行ったか、その実態を実証する資料は、いまのところ発見できないが。

17) 岐阜県教育会編纂『岐阜県教育五十年史』岐阜県教育会発行、大正12年出版、283ページ。

18) 同上、282ページ。

19) 同上、282ページ。

20) 同上、281ページ。

坂下町教育会議論〔Ⅱ〕（勝野）

表1 岐阜県における実業補習教育の発達

年 度	学 校 数	教 員 数		生 徒 数		備 考
		男 子	女 子	男 子	女 子	
明治31年度	1	3		30		
同 32年度	1	兼 3 1		45		
同 33年度	1	4		64		
同 34年度	1	5		76		
同 35年度	10	兼 14		313	12	
同 36年度	120	兼 212 4	兼 1	3,419	416	県立1, 市立1, その他は町村立
同 37年度	144 △ 4	兼 250 4	兼 14 4	4,175	612	前年度より24校増加
同 38年度	199 △ 15	兼 324 2	兼 14 10	5,991	929	前年度より55校増加
同 39年度	257	兼 539	兼 19 11	7,044	1,167	前年度より56校増

△印は農業補習学校に他教科を併課した学校
「兼」とあるのは小学校教員の兼務

表2 岐阜県における実業学校 (1)

年 度	県立農学校		土 岐 郡 立 陶 器 学 校		大 垣 町 立 大 商 業 学 校		岐 阜 市 立 岐 阜 市 立 商 業 学 校		坂下実業学校	
	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数
明治33年度	6	44								
同 34年度	7	81	5	41						
同 35年度	9	109	7	49	2	44			5	50
同 36年度	9	125	7	46	5	68	3		5	41
同 37年度	7	103	7	54	6	74	4	95	6	63
同 38年度	8	107	8	54	8	133	6	129	6	63
同 39年度	8	111	8	81	10	157	10	177	6	72

され、その後県内各郡に実業補習学校が創設され、1903（明治36）年度からはこれが急速な普及をみせるのである。しかし、それらの大部分は、小学校に付設されたものであったから、実業補習学校の教員は小学校の教員が兼務するものであった。この点でも、坂下実業補習学校は違っていたのであって、その教員は本務教員が主であった。

1902（明治35）年度からは、坂下実業補習学校は坂下実業学校となり、実業専門学校の仲間入りをする。当時の県内の実業学校の実態は表2

のとおりであるから²¹⁾、村立の実業学校はただ一校だけであったのであり、この点からも坂下村の人々の並々ならぬ実業教育への期待が伝わってくるのである。

さらにその後の県内実業学校の創設等の状況まで示せば、表3のとおりであるが²²⁾、村立のものはやはり一校もない。そして、これらのうちの郡立実業学校は、1923（大正12）年4月からの郡制廃止により、すべて県立学校となってい

21) 同上、282ページ。

22) 同上、304ページ。

表 3 岐 阜 県 に お け る 実 業 学 校 (2)

年 度	岐 阜 県 農 林 学 校		岐 阜 市 立 商 業 学 校		大 垣 町 立 商 業 学 校		加 茂 郡 立 農 林 学 校		揖 斐 郡 立 農 業 学 校		武 儀 郡 立 農 業 学 校		安 八 郡 立 農 業 学 校		可 児 郡 立 農 業 学 校		大 津 市 立 農 業 学 校		
	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	教 員 数	生 徒 数	
明 治 40 年 度	10	148	9	88	10	186	10	10	200										
同 41 年 度	14	198	8	66	10	176	10	10	179										
同 42 年 度	14	195	8	52	10	177	10	10	180										
同 43 年 度	15	203	6	39	10	189	9	10	140										
同 44 年 度	15	193	7	24	11	231	9	10	145										
大 正 1 年 度	15	207	7	27	13	262	10	10	146										
同 2 年 度	14	244	3	71	14	293	14	12	184										
同 3 年 度	14	269	4	126	15	334	13	7	134										
同 4 年 度	14	262	6	66	15	363	13	7	135										
同 5 年 度	15	275	6	70	12	267	12	8	148										
同 6 年 度	15	290	8	81	20	384	12	7	146										
同 7 年 度	15	287	8	83	13	393	13	6	133										
同 8 年 度	15	331	9	75	18	398	16	8	161	4	84								
同 9 年 度	20	345	10	82	21	403	17	8	155	8	139	6	49						
同 10 年 度	21	388	10	107	22	422	19	8	168	11	160	6	90	6	60	6	67	5	56

くのである。しかし、もはやこの一覧表のなかには坂下実業学校が出てこない。その理由は、これらのすべてが甲種程度実業学校であったこともあるが、乙種程度坂下実業学校は、のちにみるように、1914（大正3）年度から廃校の悲運に見舞われたからである。その悲運は、村民たちみずからが、自分たちの手で自分たちの生活を高めるべく、創設していった学校が、遂に財政難から廃校に追い込まれるという、そうした「教育の住民自治」の終息をも意味しているのである。そして、坂下実業学校が廃校になったのちに再び設置される「坂下農商補習学校」は、後述するとおり、坂下実業補習学校の創設理念とはまるで異質な理念に立つものであったのである。

第2節 坂下実業学校への発展

1899（明治32）年2月7日の勅令「実業学校令」の渙発は、同時に文部省令「実業学校諸規程」の制定をとめない、はじめて戦前の実業教育を体系化する、その契機となったという意味において、新しい実業教育制度をつくりあげたものである。これによって、従来からの実業補習学校が認められなくなったわけではない。しかし、実業学校令体系下の実業補習学校とそれ以前のそれとは、その設置理念が異質であったとさえいえるのであって、この点をもっとよく示す出来事こそ、実業学校令体系下における、1893（明治26）年11月22日の文部省令「実業補習学校規程」制定にともなって発表された当日の、文部省訓令の廃止である。1902（明治35）年3月以降のこの文部省訓令の廃止は、それまでの学問学習の場としての実業補習学校を「職業技能訓練学校」に変質・転化させるほどの重大な意味をもっていたのである。

（1）坂下実業補習学校が「乙種程度坂下実業学校」に名称・組織の変更をしたのは、1902（明治35）年9月からである。この坂下実業学校は、つぎのような組織のものであった。1899（明治32）年2月7日勅令「実業学校令」制定にともない同年2月25日制定の文部省令「農業学

校規程」によって設置されたものである。

名 称	乙種程度坂下実業学校
入学資格	高等小学校2学年修業以上*
修業年限	3箇年**
設置科目	修身、読書、作文、算術、地理、歴史、理科、体操*** 農業 蚕業 製紙実習
女子部	家事、裁縫、機業
別 科	実業に関する希望学科のみ専修****

* 1908（明治41）年より尋常小学校卒業（当時6年）以上とする

** 1904（明治37）年より女子部のみ修業年限2箇年とする

*** 1909（明治42）年より英語科を随意科目として置く

**** 1906（明治39）年より女子部にも別科を設け、主として裁縫科を教える

この坂下実業学校は、その2年後の1904（明治37）年9月27日には、坂下町坂下字嶋平に新校舎を建築して、より本格化することになる。新校舎の敷地は3段8畝13歩、建物坪数187坪5合、他に実習地2段7畝28歩があった。坂下村当局が苦しい財政事情のなか、このように施設・設備の拡充に取り組んだのは、「実業学校令」下の1899年制定「農業学校規程」が以下のような規定を置いていたからである。

第22条 農業学校ニ於テハ校地内若クハ其附近ニ於テ體操場ニ充ツヘキ相當ノ場所及實習用ニ供スヘキ必要ノ農地ヲ設クルコトヲ要ス

第23条 農業学校ニ於テハ通常教室、特別教室、作業場、肥料場等ノ建物ヲ備フルコトヲ要ス

第24条 農業学校ニ於テハ相當ノ教授用及参考用圖書、器具、機械、農具、標本、體操用器具等ヲ備フルコトヲ要ス

（2）坂下実業補習学校が乙種程度の実業学校に改組・昇格するのは、1899（明治32）年2月6日勅令「実業学校令」の渙発とともに、省令として実業学校諸規程が設けられたため、1893（明治26）年制定の省令「実業補習学校規程」が

改正されたからである。この「実業学校令」「実業学校諸規程」の成立に直面して、坂下村民は改組・昇格で対応したことになる。つまり、この「実業学校諸規程」のなかには、改正「実業補習学校規程」も含まれ実業補習学校の設置も認められたのであるが、坂下村民はもはやこれに満足することができず、あえて乙種程度実業学校を創設する道を選んだわけである。

いま少し乙種程度実業学校を選択した理由について言及してみたい。

その一つの理由は、1902（明治35）年1月15日制定の改正「実業補習学校規程」にもとづく学校では、到底、坂下村民の教育・学問への要求を満たしえないと判断されたからであろう。この点、改正規程および改正規程にともなう文部省訓令（改正の趣旨を説明したもの）を紹介するより、改正規程が制定された翌日の1902年1月16日に、さきの1893年文部省訓令が「明治35年3月31日限り廃止」とされたことを指摘しておいたほうが、事情をより明白になしうと思ふ。つまり、改正規程にもとづく実業補習学校では、もはや学問学習は期待できなくなったからである。だから、坂下の先人たちは実業補習学校規程が改正されるや否や、それを乙種程度実業学校に切り換えたのであろう。

2つめの理由は、甲種程度の実業学校の設置・存続は 村立では 財政的に 困難である こともあるが、乙種程度の実業学校にならば学問学習がある程度期待できると判断されたからだと思われる。というのは、1904（明治37）年3月8日に文部省が乙種学校に関する訓令を発したとき、そこで以下のように説明していたからである。もっとも、この文部省訓令は坂下実業学校への切り換えの後に出されたものではあるが。

この訓令のなかで文部省が強調していることは、乙種学校は「単純なる初等実業教育の機関」にとどまってはならない、ということであった。

「乙種農業学校及乙種商業学校ハ専ラ土地ノ状況ニ從ヒ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ施設スルコトヲ要シ彼ノ甲種實業學校ニ於テ略々一定セル修業年限入學資格及學科目ニ依リ中等程

度ノ實業教育ヲ施スモノトハ固ヨリ其ノ趣ヲ異ニセサルヘカラス是ヲ以テ乙種實業學校トシテハ僅ニ義務教育ヲ修了シタル者ヲ收容シテ農業商業ノ一般ニ就キ低度ノ實業教育ヲ施スノ組織ヲモ要スヘシト雖年長者ニ對シテ當該地方ノ實業ニ最適切ナル特殊ノ事項例ハハ養蠶、園藝、家禽、酪農、農産製造、蹄鐵、造林、林産製造、銀行、保險、倉庫、運送等ノ一事項若ハ數事項ヲ主トシテ教授スルモノノ如キモ亦極メテ必要トスル所ナリ而シテ是等ノ學校ニ在リテハ其ノ入學者ハ或ハ高等小學校ノ卒業者タルコトアルヘク或ハ中學校甲種實業學校ノ卒業生タルコトアルヘク其ノ程度ハ場合ニ依リ却テ甲種實業學校ヨリ高キコトナシトイフヘカラス從來ノ規程ニ於テ乙種實業學校ニ關シテハ其ノ組織程度等ヲ一定セス修業年限ハ唯其ノ最長限ノミヲ示シ入學資格ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ適宜ノヲ定ムルヲ得シメ學科目モ亦多少ノヲ取捨スルノ便ヲ與ヘタルハ即チ之カ爲ナリ而モ之ヲ既往ノ實績ニ徴スルニ上述ノ趣旨未タ普ク徹底セス乙種ノ農業學校及商業學校ハ殆ソト千篇一律尋常小學校ノ卒業生ヲ入學セシメ之ニ低度ノ實業教育ヲ授クルモノ、ミナルカ如キハ洵ニ遺憾トスル所ナリ是レ畢竟中等程度ノ實業教育ヲ施ス所ノ甲種實業學校ト相對シ乙種實業學校ヲ以テ初等ノ實業教育ヲ施スモノナリトナスノ誤解ニ出ツルモノ多カルヘシト雖從來ノ規程カ乙種學校ノ學科目ニ就キ取捨ノ餘地ヲ存スルコト稍々少カリシモノ亦世上ノ誤解ヲ起サシメタル一原因タラスンハアラス仍テ今回本省令第五號及第六號ヲ以テ農業學校規程及商業學校規程中ニ改正ヲ加ヘ學科目ノ取捨選擇ノ範圍ヲ擴張シ以テ乙種實業學校ノ本旨ヲ達スルニ便ナラシメタリ地方長官ハ宜シク以上ノ趣旨ヲ體シ能ク地方ノ實況ニ鑑ミテ適當ナル施設ヲナシ斯種教育ノ實效ヲ擧クルニ於テ遺算ナカラシメンコトヲ期スヘシ」¹⁾

ここで、乙種学校につき、甲種学校とは「固ヨリ其ノ趣ヲ異ニセサルヘカラス」「僅ニ義務

1) 前出『明治以降、教育制度発達史』第4巻、496～497ページ。

教育ヲ修了シタル者ヲ収容シテ農業商業ノ一般ニ就キ低度ノ実業教育ヲ施スノ組織」等々とのべていることは間違いない。しかし、それは「低度ノ実業教育ヲ授クルモノ」とばかり理解されてはならないのであって、かえって「其ノ程度ハ場合ニ依リ甲種実業学校ヨリ高キコト」もあってよいという。その組織程度・修業年限・入学資格・学科目などにつき、自由裁量の範囲を拡充したのはそのためだという。そうだとすれば、この文部省訓令の主旨にてらしてみても、坂下村に乙種程度の実業学校を設置して、そこで「高度ノ実業教育」を、あるいは従来から追求してきた「改良ノ思想」形成をめざす職業教育を、実施すればよいということになる。そして、このことは、もはや実業補習学校では到底不可能であるから、せめて乙種程度の実業学校に切り換えてそれを追求しようということになったのではないか。

その三つめの理由は、あえて追加的にのべておけば、1897（明治30）年4月30日の官報に「農業学校教授上注意」（文部省）が掲載されており、1899（明治32）年以前の実業教育制度下でならばともかく、それ以降の実業教育制度下では、従来からの補習学校のままでは到底その主旨を活かすことができないと判断されたということもあったからではないかと思われる。この官報掲載「注意」は、主に農業学校における教育方法につき11点から留意すべき事項を記したものである。その11項目を掲げてみよう²⁾。

- ① 凡ソ講義説明ハ其場ニ於テ十分ニ会得記憶セシムルヲ期スル事
- ② 教授ノ高尚ニ流レサルニ注意シ主ラ地方ニ適切ナル事項ヲ撰ミテ教授スル事
- ③ 成ルヘク教課書ヲ用ヒテ純ラ筆記ニ依ラサル事
- ④ 標本器具等教授上ノ設備ヲ整フル事
- ⑤ 各学課間ノ連絡ヲ密ニシ彼此一貫スルニ注意スル事
- ⑥ 生徒ヲシテ農業ノ實際ニ注目シ観察ヲ密ニセシムルニ注意スル事
- ⑦ 実習地ハ成ルヘク校舎又ハ教場接近ノ処ニ撰ムヘキ事
- ⑧ 生徒ヲシテ実地練習ニ樂マシムルニ注意スル事

2) 同上、481～486ページ。

- ⑨ 生徒ヲシテ良習慣ヲ養成セシムルノ薰陶ニ勉ムル事
- ⑩ 教員ハ唯リ生徒ノ師タルヲ以テ居ラス広ク農業改良ノ先導者タルヲ以テ任スル事
- ⑪ 時々教員会議ヲ開キ教授上ニ就キ講究スル事

以上の11注意項目のうち、さらに第6項および第10・第11項につき、その説明文を以下に紹介しておこう。

「生徒ヲシテ農業ノ實際ニ注目シ観察ヲ密ニセシムルニ注意スル事 生徒ノ観察力ヲ養成シ又之ヲシテ農業ノ實際ニ精通スルニ至ラシムルヲ期スルノ肝要ナルハ固ヨリ論ヲ俟タサル所ナリ而シテ此目的ヲ達スルニハ生徒ヲシテ各々自ラ事物ヲ観察スルノ習慣ヲ得シメ又其観察モ極テ精密ニシテ速断ノ弊ニ陥ラサルノ習慣ヲ養ハシムルヲ肝要トス生徒ノ卒業後ニ於テモ尙ホ農業ノ實際ニ迂濶ナルカ如キコトハ往々見ル所ノ弊ニシテ是レ耳ヲ貴ヒテ目ヲ賤ムト漫ニ空想ヲ以テ論定スル事ヨリ來ル所ノ弊習タラスンハアラス農業ノ實際ニ注目セス事々之カ観察ヲ密ニセサルノ致ス所タラスンハアラス察セサルヘカラス故ニ校内ハ勿論各地ノ農場ニ於テ臨場ノ講義ヲ爲シ又機會アル毎ニ自ラ事物ヲ調査セシムルノ業ヲ課スル等生徒ノ観察力ヲ養ヒ観察ノ習慣ヲ助ケ成スニ注意センコトヲ要スヘシ」³⁾

「教員ハ唯リ生徒ノ師タルヲ以テ居ラス廣ク農業改良ノ先導者タルヲ以テ任スル事 年少ノ生徒未タ素養アラサル者ニ直ニ農事改良ノ事ヲ教フルノ不可ナルハ勿論ニシテ教授ノ要ハ主トシテ各課ノ要領ヲ授ケ從來之カ經驗ヲ重ヌルニ及ヒテ其事業ノ改良ヲ企圖スルニ至ラシムルノ素ヲ養フヲ旨トスルニ在リ年齢長シテ實地ニ習熟セル者ニ授クルカ如ク年少者ニ亦齊シク改良上ノ授業ヲ爲スハ害アリテ益ナキコト多カラシ是レ教師タル者ノ慎マサルヘカラサル所ナリ然レトモ殊ニ今日ノ事情ヲ以テスレハ教師カ信用ヲ農間ニ得ルニアラサレハ農業教育ノ振興ヲ圖ルヘカラサルノ勢アルカ故ニ教師タル者ハ特ニ自任ニ厚カラシコトヲ欲ス抑々此自任ナク又此ニ勉ムルナク

3) 同上、484ページ。

ンハ生徒ノ薰陶ニ不可ナルモノアルヲ忘ルヘカラス若シ夫レ其地方ノ農事改良ノ事ノ如キハ農學教師タル者ノ居常ニ意ヲ注クヘキ所ナルヤ論ナキノミ⁴⁾

「時々教員會議ヲ開キ教授上ニ就キ講究スル事 教授ノ方法ヲ研究シ之ヲ時宜ニ應用スルヲ勉ムルカ如キハ教師タル者ノ各自ノ責務タルコト固ヨリ論ナシテ殊ニ教員會議ヲ必要トスル所以ノモノハ獨リ其研究ノ益々進マンコトヲ欲スルニ在ルノミナラス又夫ノ一貫ノ目的ヲ達シ學校ノ方針ノ歸一シテ教育事業ヲ擧クルニ於テ會議ノ效用最モ多キカタメナリ各校ニ於テ教員會議ヲ設ケテ學校ノ管理上ハ勿論教授上ノ講究ニ資スヘキハ最モ切望スル所ニシテ前諸項ノ實行モ蓋シ此會議ノ結果ニ俟ツモノタラスンハアラス⁵⁾

とくに第10項の説明文のなかで、農業学校の教員に向けて「農業改良ノ先導者タル」ことを求めていることなど、坂下の先人たちが大いに評価していたところではなかったかと思われる箇所である。

以上、3点から村立の乙種程度実業学校を坂下の先人たちが選択した理由を概説してみたが、この学校がその後も一貫して「改良ノ思想」の形成、ないし変革思想の形成をめざす実業教育を追求し続けたであろうことが推察されるのである。

(3) しかし、村立実業補習学校から村立実業学校への昇格は、たとえそれが乙種程度のものであったとはいえ、一段と村費負担を過重なものにしたことは間違いない。たとえば、初年(明治35年)度の学校維持経費は、2,891円となり、そのうちの村費負担分もこれまでの2倍強の1,452円となった。加えて、翌1903(明治36)年2月20日に校舎が全焼したとき、その新築には6,000円強の費用がかかったといわれるが、国庫臨時補助は僅か300円に過ぎず、そのためほぼ全額を村民の負担でまかなわなくてはならなかったようである⁶⁾。さらにまた、1907(明

治40)年度までは年額450円の国庫補助を引き続いて受けるのであるが、翌1908年4月からはその額は250円へと半減してしまう。こうした一連の出来事が、すでにそれ自体で、坂下村立実業学校の維持・存続を困難に陥れたことは間違いない。

実業学校への昇格後には、生徒数も増加し、他町村からも進学する生徒が増え、こうした面からはますます発展する傾向にあったのである⁷⁾。しかし、過重な村費・村民の負担のうで維持されているのであるかぎり、その発展にとって国政による補助・助成の拡充が欠かせない。そうでないかぎり、村立実業学校が財政面から存続の危機を迎えることは避けられない。

そのうえに、1907(明治40)年度からは、義務教育年限が4年から6年に延長され、それにもない児童数が増加し、小学校校舎の増築・新築が必要となり、この義務教育年限延長から一時期、高等科は廃止されるけれども、「上級学校への進学の道が坂下では閉ざされる」という理由から、さらに高等科設置の要求がつよまってくる。

いかに教育熱が盛んとはいえ、一村立で、6年制小学校、高等科、実業学校の3つを維持していくことは、到底不可能であった。そのため、やがて坂下実業学校が廃校処分となっていくのである。

第3節 坂下実業学校の存続運動

坂下実業学校は、1898(明治31)年4月に実業補習学校として開校し、17年後の1914(大正3)年3月に廃校となったものである。廃校となる1914年前後にどのような存続要求の運動があったのか、この点も資料不足のため、仔細は不明である。

しかし、坂下村が坂下町に昇格する1911(明治44)年1月の前後に、実業学校の廃止か存続かの問題をめぐる、相当にはげしい論議が展開されたのである。結果的には存続となっていくが、その論議について、以下フォローしてみ

4) 同上、485～486ページ。

5) 同上、486ページ。

6) 前出『坂下町教育調査報告』9ページ参照。

7) 同上、9ページ参照。

ることとする。

(1) さきの『坂下町誌』は、1914（大正3）年3月31日をもって「廃校の悲運を見るに至れり」と、つぎのように書いている。

「開設以来時勢の進運要求に伴ひ学則を改め専ら校運の発展に努力し本町養蚕紙業の改善に貢献せしこと多大にして前進頗る囑望せられつつありしも町費多端の折柄経営難を理由として開校以来16年の歴史を有し当時全国にただ2校のみなりし特色ある本校は終に大正3年3月31日を以て廃校の悲運を見るに至れり」¹⁾

廃校を「悲運」とみるような受け止め方は、また『坂下町史』にも反映しているところであって、そこには「今から思えば（廃校となったのは）残念の至りでもある。勿論今実在するとしたら、内容についても種々変更されており、歴史ある学校として県下に君臨していることであろう」²⁾とある。

なぜに「本町養蚕紙業の改善に貢献せしこと多大」であったこの学校が廃校になってしまったのか、廃校理由に「町費多端」「町立維持困難」とあるが、なぜに「町費多端」となったのか、いったいこの坂下実業学校の維持・存続に国庫助成金はどの程度の役割を果たしたのか、ここでこうした問題のより仔細な解明の必要に迫られることになる。

しかし、これらの問題の解明をひとまず措いていうとすれば、廃校を「悲運」とみるような見方は、実は、明治40年代末に、この学校の廃校問題が起こり、その際にまさに町民ぐるみの団結で廃校を阻止したという経験があるからこそ、この経験にてらして生まれているのである。もちろん、「悲運」という見方は、この学校が坂下町の「養蚕紙業の改善に貢献せしこと多大」であり、その「前進頗る囑望せられつつ」あったことから、つまりこの学校の設立・存続が坂下町の人々のくらしの向上にとって当時のおおきな価値をもっていたことから、生まれたものである。しかし、そうであるから

こそ、かつて明治40年代末に町民ぐるみの団結でその廃校を阻止したのにと、あるいはその維持・存続・発展こそ町民の悲願であったのにと、そのような思いが込められて「廃校の悲運を見るに至れり」というような表現が生まれているのである。

では、坂下実業学校の廃校阻止闘争はどのような闘争であったのか。

(2) 坂下町議会が坂下実業学校の廃校を決定したのは、1911（明治44）年1月21日のことであった。

「坂下町立坂下実業学校八年ヲ逐テ漸次多額ノ経費ヲ要スルニ至リ到底永久ニ町営トシテ維持スルコト能ハサルニヨリ本年3月31日限り廃校セントスル所以ナリ、明治44年1月21日坂下町会ニ於テ廃校ノ件議決セリ」³⁾

町議会におけるこの決定は、もちろん、町費負担による実業学校の維持・存続がもはや到底困難という判断から行われたものである。しかし、この決定を町当局者のサイドが町民意思を確認するという手続きを踏むことなく、いわば一方的に行ったために、この決定は「教育行政の民主主義に反する」として、町民からひろく批判されることになった。その批判は、まことに手厳しく強烈なものであった。この坂下実業学校の廃校阻止闘争は、その後には町民ぐるみの闘争に発展していったとはいえ、その先頭に立ったのは坂下実業学校の卒業生たち、つまり実業学校同窓会であった。

(3) 1911（明治44）年1月25日、坂下町・原朝夫町長に対して、坂下実業学校同窓会代表（幹事長・吉村理一、幹事総代・加藤成子郎）から、つぎのような質問状が手渡されている⁴⁾。「同窓会の決議文を質問の形にしたもの」といわれているから、それまでに同窓会の総会ないし役員会が開かれていたことになる。

質問状

1. 廃校論発議者の姓名如何。
2. 廃校問題発議に対する町当事者の態度は如何

3) 前出『坂下町教育調査報告』10ページ参照。

4) 山町伴左「坂下実業学校物語②」『坂下新聞』昭和25年2月1日付。

1) 『坂下町誌』前出、48ページ。
2) 『坂下町史』前出、578ページ。

なりしや。

3. 廃校に価する程の理由あるや、ありとすれば如何。
4. 実業学校の本町に与ふる弊害と認めらるゝ点ありや否や、ありとせば如何。
5. 実業学校廃校に対し町長の意見如何。
6. 実業学校に於ける普通教育が相等等小学々級に比し学力の劣れる点ありや否や、ありとすれば其の程度及箇所並に其及ぼす範囲如何。

(4) 坂下実業学校同窓会は、同年1月30日、恵那郡長に対して「具申書」を提出し、実業学校存続をつよく要望した⁵⁾。その具申書は、まず、「実業学校の廃校は我等にとって寝耳に水の事柄である」こと、この廃校決議は「町制となった坂下村は、逐年人口増加して、小学校の建物は狭くなり、どうしても増築をしなくてはならぬ、それには多数の費用を要するので実業学校は閉鎖しても、小学校増築に向ふべき」であるとするが、「これを決議するに当って一般の世論をきくことなく、区会組長会議を開かず、直ちに町会のみをもって決定した」こと、の2点を指摘している。廃校決議は、町議会の独断専行によるものであって、一般の世論を問うたり坂下町各地区の代表者会の意向を問うたり、そうした民主主義的手続きを踏まえたものではない、という批判である。ついで、郡長の「賢察を乞ふ旨」をつぎのように書いている。

「郡長閣下には、赴任以来既に御念慮を煩し居られ候事と存候へ共、元来坂下実業学校は明治32年の創立(明治31年創立の誤りか)にして、今迄14ヶ年継続し来り其間、国庫より郡会より補助金を受けたる事一萬円以上に達し居り、今尚補助金交付の年限中に有之申候。吾坂下実業学校は県下に於ても古き歴史を有し居るものに有之、時に本年1月より村制は町制となり益々発展せんとす。此時に当り彌々農村思想の養成を期し此種の教育方針を確立せしむるの必要あるや論をまたざるに、不幸にして(中略)この慮なく突然廃校の決議に至るが如きは町の将来を如何せん⁵⁾」

5) 「さかした」昭和56年3月1日付、西尾薫「坂下実業学校存続陳情書のこと」より。

1908(明治41)年の小学校令改正により義務教育年限が6年となったこと等により、小学校の増築が必要となった(1913年に坂下小・新校舎落成となる)とはいえ、村政が町政とされたからには、実業学校の必要はいよいよ高まっているという判断に立っての訴えである。坂下町立の実業学校の存続に向け、郡・県・国の公的補助の拡充をつよく求めたものとみられよう。

(5) 同年1月30日には、「坂下蚕製製造同業組合」の代表者3名連名の「陳情書」が原朝夫町長宛に提出される。長文の陳情書ではあるが、西尾薫氏によって、「当時の町民と論が代表されていて『坂下教学』に対する烈々たる関心意気がうかがえる」とか、ここに代表されている町民世論こそ「廃校決議を撤回せしめて(学校を)存続に導いた大きな素因ではなかったろうか」などと、高く評価されているものである。以下、その陳情書の全文を掲げる⁶⁾。

陳 情 書

今回坂下実業学校廃止ノ決議成レリト聴ク組合員一同驚がく為ス所ヲ知ラス遺憾ノ熱誠ほとばシル所敢テ茲ニ不そんヲ願ミルノいとまナク陳情書ヲ捧呈スルノヤムナキ恐ニ堪ヘス 願わクハ之ヲ諒セヨ

総テ事其ノ必要ニ迫リ之ヲ起シ不必要ナル場合之ヲ廢除スルハ当然ナリトス 実業学校ノ如キ之ヲ不要ナルノ日ニ当リ廢止スルトセハ何ヲカ謂ハン

今ヤ坂下ハ村ヨリ町ニ進ミ自治ノ階級一步ヲ進ムト雖モ町トシテハ最幼稚ノ域ヲ脱スル能ハス寧ロ此ノ際特ニ農村志想ノ養成ニ努メじゅん厚俗ヲ成スノ大御心ニ添ヒ奉ルヘキヲ以テ町ノ素志タラサル可カラスト深ク信スル所ナリ 町制執行第一着手ニ実業学校ノ廢案ヲ決スルハ何事ナルカ

廢校ノ理由多々アルヘキハ又疑ヲ容スト雖モ其ノ時機ノ最不可ナルハ坂下町民トシテ志アルモノ等シク感スル所ナルヘシ

そもそも教育ノ方針其ノ施設ノ如キ宜シク将来ニ鑑ミ百年ノ計ヲ確定シ町是ノ進運ヲ量リ利害得失ヲ研究せん明シ以テ與論ヲ公平ニ訴へ其ノ自治体ノ民力ト經濟ノ分度ヲ量リ徒ニ膨大ニ失シ振ハサルナク又委縮ニ陥ルナク熟慮規ヲ正シ範ヲ究メ

6) 同上「坂下実業学校存続陳情書のこと」より。

努メテ過失ナカラン事ヲ以テ務トス

坂下実業学校ノ設立セラレ本日ニ及フ是又偶然ニ非サルナリ之ヲ永久ニ存続シ得ルヤ又施設ヲ改ムルニ必要アリヤ或ハ廃止スルヲ以テ可トスルヤノ問題ハ宜ク設立ノ由来ト経歴ヲ考ヘ将来ニ及ホス利害ヲ察シ其ノ効果ノ如何民力ノ程度得失ヲおもむろニ講究シ廃止ノヤムナキモノトセハ時代ノ必要ニ応ジ之ニ代エルニ又適当ノ道如何ヲ研究査定シ而ウシテ後廢スルヲ以テ至当ノ順序ナリトス廢案ナルモ未タ成案ハ其ノ調査半バニシテ如何ナル繼承者ノ出ルヤ漢タルモノノ如シ順ヲ失スルモノナリト謂ハサルヲ得ンヤ 廢校ノ決議ハ輕率ニシテ本末ヲ誤ルノ決議ト謂ワサルヘカラス

殊ニ其ノ理由トスル所經濟上町ハ設立ノ力ニ堪ユル能ハスト云フニアリト聴ク町ノ体面ニ果シテ正当ノ理由ト認メ得ルヤノ疑ナキ能ハス 而ウシテ過去ニ徴シ実業学校ノ効果ハ敢テナキカ 借問ス町ハ将来ニ向テ此種ノ教育方針ハ非ナリトスルカ 否々然ナキハ何人ト雖モ之ヲ是認スル所ナリ

理事者ト立法者ヲ問ハス苟モ此ノ動カス可カラサル主腦ハ忘ルベカラサル所ノモノナラスヤ加フルニ既往ノ教育經常費ノ如キモ小学校ト実業学校ト併セ算スルモ一戸平均負担額他町村ニ比シ重シトスルモノニアラサルナリ且又実業学校ハ坂下ノ実業ノ命ナリトシテ郡ニ請フテ補助ヲ受ケ県ニ迫リテ申請ヲナシ既ニ国庫ノ補助ヲ受クルコト13年其ノ受クル所ノ額又少シトセス 今ヤ突然口実ヲ設ケ薄弱ナル理由ノ下ニ廢校ノ決議ヲナスカ如キハ坂下町将来ノ威信ト面目ヲ如何セン

好言以テ補助金ヲ横奪センカ為教育方針ヲ無視シタルヤノそしりヲ免ル能ハス

今回廢校ノ動機タル小学校増築案ノ如キ近年人戸増殖ノ結果ニシテ早晚免ル可カラサルノ問題ニシテ実業学校ノ存廢如何ニ関スル所僅々一兩年ノ遅延ヲ為シ得ルノミニシテ重大問題ヲ決スルニ当リ寧ロ誤解悪用セラレタルニ非サルヤノ感ナキ能ハス 学校ニシテ科目ノ不適ナルアラハ宜シク之ヲ改廢スベク職員ニシテ無能ナリトセハ宜シク任免ヲ決行スヘク經費過多ナリトセハ之ヲ減少スヘク学年長キトセハ之ヲ短縮スヘク外来生ノ為ニ不經濟ナリトセハ授業料ノ徴集ヲ増シ其ノ不足ヲ補フベシ 公明正大ナル頭腦ト遠大ナル志ヲ以テ之カ矯正調理ヲナスヲ得ハ思半ハニ過クルモノナキヤヲ保セス 強イテ廢案ヲ決セサルモ途ナシトセス

前陳ノ如ク順ヲ失シ序ヲ誤リ且又其ノ時機最モ不可ナルノ時ヲ選テ廢スルハ坂下町将来ノ為策ノ得タルモノニ非ラスト信ス 而シテ町会並ビニ協議会ノ決議ノ重キハ論ヲまタスト雖モ重大ナル問題ヲ決定スルニ当リ從來ノ慣例ヲ重シ町民ノ與論ヲ確メ審議熟考慎重ナル可キハ又理事者ノ権能ナリト信ス 幸ニ老練賢明ナル町長ノアルアリ其ノ廢存ヲ決スルニ遺憾ナキノ方法ヲ講スルニ於テ吝カナルナキヲ得ハ町ノ幸甚ナルヲ信シ茲ニ組合員一同ニ代リ情ヲ具シ賢慮ヲ煩ワサレン事ヲ請フ所以ナリ

明治44年1月30日

坂下蚕種製造同業組合員

代表者 吉村芳太郎 〇

同 田口奎次郎 〇

同 加藤才次郎 〇

坂下町長 原 朝夫殿

〇印——当用漢字書きかえ・よみかえ

△印——原文の非当用漢字

この「陳情書」のなかでは、第一に「実業学校ハ坂下ノ実業ノ命ナリ」と明確にのべられており、これこそ坂下実業学校のももとの創設理念であったことが再確認されている。第二に「重大ナル問題ヲ決定スルニ当リ從來ノ慣例ヲ重シ町民ノ與論ヲ確メ審議熟考慎重ナル可キ」とのべ、町政の運営に民主主義の原則を貫徹させることこそ坂下の「從來ノ慣例」であることが指摘されている。「坂下ノ実業ノ命ナリ」として創設された、それほど重みのある実業学校の存続か廃止かの件につき、町議会だけで廢校が決定されてよいものであるか、これほどに「重大ナル問題ヲ決定スルニ当」っては、とりわけ坂下「從來ノ慣例」が尊重されなくてはならないのではないかというわけである。従来からの慣例としての坂下の民主主義こそ、実業学校を誕生させ存続させてきた決定的要因である、という把握である。

(6) 実業学校同窓会の青年たちを中心に、学校存続の世論が高まるなか、町長は1月30日に同窓会の会場に出向き、廢校決議について説明した。その際に町長は「その説明につけ加えて、青年として町政に啄を容るゝは不可で

あると述べた。この言葉は一層、会員を刺戟し、満場は騒然として町長の面前に迫った⁷⁾のである。町長は辞職の意思を固めることになり、同年2月2日、町会議員11名が協議会を開くことになった。

出席した原朝夫町長は、つぎの5点から辞職理由をのべている⁸⁾。

第一。「一旦町会に依り決議したことを、実業学校同窓会青年達は前后忘却して不隠の文書を県庁、郡役所、名古屋新聞社などの各方面へ提出し、町政を非難する態度に出、町民の一部にもこれに附和雷同する者あり、このような風潮は役場の執務を愈々困難にすることは明らかである。」

第二。後藤吉次郎校長に対する町長としての責任。

第三。学務委員に対し迷惑を及ぼした責任。

第四。「町長として正当の手續により一度公示した事柄に対して、非法を以てこれを覆へさんとする動きあるは、町民の恥となるを以て町長としての位置にあることは忍ぶこと能はず。」

第五。「以上のような有様では将来町長としての職責のすべてに於て、如何なる欠陥を生ずるか計られない、依って此の際、辞職して町民一般へ謝意を表したい。」

以上の5点である。実業学校存続を求める同窓会青年たちの行動を、町長は、「前后忘却した行動として、「非法を以て町会決議を覆へさんとする動き」として、とらえており、町議会・町長サイドの意向と同窓会・町民サイドの意向とが、文字どおりま正面から衝突するものであったことを、よく示している。

出席した同窓会幹事は、これに対して、「あくまで教育の必要と学校の存続を説いて譲らな」かったという。

2月2日には両者の意見を聞くにとどまったため、翌2月3日、町会議員、区長、区会議員、その他が集まって協議し、町長は「退職の理由書を昨夜は参考の為に供したのみで、あくま

で公表するものではない」旨をのべ、同窓会側は「学務委員を含む4名の議員を囑託して、町長へ、態度不遜を謝罪の為出向いて貰うことにした。同窓会は県知事、郡長に提出した陳情書願下、名古屋新聞へ出した記事の取消、幹事はすべて辞職、明4日総会を開いてこれらを決議する」ことになった⁹⁾。

そして、「2月6日には、県から間野事務官、森視学、郡役所飯塚第一課長等来町、次で大野郡長も加わり、種々と善後処置を研究した。そして翌7日遂にこれに関係した総ての人々が、実業学校裁縫室に集まりいよいよ学校は存続すると決議した¹⁰⁾のである。

およそ以上のような経過によって、1911(明治44)年1月21日の町議会による「坂下実業学校廃校決議」は撤回され、その存続が決定したのである。

(7) しかし、その後の1914(大正3)年3月をもって、坂下実業学校は廃校となった。1913(大正2)年6月5日付の吉村彦太郎元町長から原朝夫町長への「事務引継演説書」には、以下のような記述がある。

- 「一 坂下小学校ニ高等科ヲ設置スルコト
当町ニハ実業学校アリテ高等科ノ設ケナキ為実業学校ニ入ラザル者ハ多ク尋常卒業ノミニテ廃学スルヲ以テ比較的学問ノ程度低ク又ハ進ンデ上級ノ学校ニ入ラントスルモノハ他村ノ高等科ニ入ラザレバ入学試験覚束ナキヲ以テ現ニ山口小学校へ進学シアルモノ数名アリ、是等ヲ予防スル為至急高等科ヲ設置スルヲ要ス
二 坂下実業学校ノ修業年限ヲ短縮スルコト

前記ノ如ク高等科ヲ設置スルトセバ之ニ准シテ実業学校ノ修業年限ヲ一ケ年ニ短縮スルカ又ハ其経営方法ヲ変更スルヲ要ス¹⁰⁾

小学校高等科の設置を第一の課題とし、それにとまって実業学校の再編成をするように求めたものである。この事務引継により、はやく

7) 山町伴左「坂下実業学校物語①」『坂下新聞』昭和25年1月1日付。

8) 同上③『坂下新聞』昭和25年2月20日付。

9) 同上④『坂下新聞』昭和25年3月1日付。

10) 前出『坂下町教育調査報告』10ページ参照。

坂下町教育会議論〔Ⅱ〕(勝野)

表4 坂下実業(補習)学校教職員調査

就任年月	転退年月	期間	職名	氏名
明治31年4月	明治31年11月	0.8	校長	市岡 錠造
同	明治33年3月	2.0	訓導	吉村 芳太郎
同	明治31年9月	0.6	同	石原 貫一
明治31年9月	明治35年9月	4.0	同	後藤 吉次郎
明治31年11月	明治32年2月	0.4	校長	田中 準次郎
明治32年7月			訓導	大山 万作
明治32年6月	明治33年3月	0.10	校長	後藤 三郎
明治33年7月	明治35年9月	2.3	代用	小栗 常三郎
同	同	2.3	校長	加藤 良次郎
明治34年3月	明治35年3月	1.0	訓導	原田 藤一
明治34年4月	明治35年9月	1.6	代用	吉村 源三助
明治35年4月	明治40年5月	5.0	校長	山内 徳松
明治35年9月	明治43年3月	7.7	教諭	後藤 吉次郎
同	明治36年2月	0.6	書記	西尾 助五郎
同	同	0.6	助心	小栗 常三郎
同	明治38年8月	3.0	嘱託	加藤 良次郎
同	明治36年3月	0.7	同	原田 藤一
明治36年3月	明治37年3月	1.0	同	能戸 得一
同	同	1.0	助心	楯 銀十郎
明治37年1月	明治38年3月	1.3	助心	加藤 のぶ
明治37年5月	明治39年5月	2.0	嘱託	石原 貫一
明治38年4月	同	1.0	同	山下 美恵(後藤)
明治38年5月	明治40年5月	2.0	助教	小栗 常三郎
同	明治45年6月	7.2	嘱託	曾我 まさ
明治39年5月	明治40年5月	1.0	助教	山下 美恵(後藤)
明治39年9月	明治42年3月	1.7	嘱託	小川 孝
明治40年5月	明治42年6月	2.0	助教	稲能 眞市
明治40年6月	明治42年9月	2.4	校長	新居 鶴造
明治40年5月			嘱託	小栗 常三郎
明治42年6月	明治44年3月	1.10	嘱託	小宮 脇五蔵
同	明治43年4月	0.11	同	安藤 鎮男
明治42年9月	大正3年3月	4.7	助教	松井 宗次郎
明治42年10月	明治45年3月	2.7	助心	伊藤 繁
明治43年3月	明治44年3月	1.0	校長	後藤 吉次郎
同	明治44年4月	1.0	教諭	山内 伊蔵
明治44年3月	大正3年3月	3.0	校長	小栗 劔次郎
同	同	3.0	教諭	堀口 文八
明治44年4月	明治44年11月	0.8	同	川島 政潔
明治44年12月	明治45年7月	0.8	同	足立 サナ
明治45年6月	大正3年3月	1.10	助心	藤勝 又源三助
明治45年7月	同	1.10	助教	勝又 眞和
大正元年8月	大正2年3月	0.8	教諭	大嶺 貞次郎
大正2年4月	大正3年3月	1.0	同	久保田 貞次郎

も1914(大正3)年4月から高等科が新設され、同年度から坂下実業学校は「坂下農業裁縫補習学校」に再編成されスタートするに至ったのであるが、この実業学校の再編成は、かつて坂下

実業補習学校を創設して以来の、坂下教育の伝統を一時的にせよ終息させることになったのである。

ここで、坂下実業学校史の概観を終えるに際

表5 坂下農商補習学校学則

- 第1条 本校は岐阜県恵那郡坂下町立坂下農商補習学校と称し坂下尋常高等小学校に併設す
- 第2条 本校は小学校の教科を卒業し職業に従事する者の為に必要な智識技能を授くと共に国民生活に必要な教育を施すを以て目的とす
- 第3条 本校の修業年限は前期2ケ年、後期3ケ年とす
- 第4条 後期の課程を終え更に学習せんとする者の為に研究科を設く、其の終業年限は2ケ年とす
- 第5条 本校の学科目は次の通り定む
前期 修身 国語 数学 理科 農業 商業とし、女子の為に家事裁縫を加ふ
後期 修身及公民 国語 数学 歴史及地理 農業 商業とし、女子の為に家事裁縫を加ふ
研究科 修身及公民 国語 数学 外国語(英語)とす
前項職業に関する科目は生徒の志望により何れか1科目を必修せしむるものとす
- 第6条 本校各学科目の教授要旨次の如し
修身及公民は聖勅の趣旨に基き徳性を涵養し道徳の実践を指導し併せて将来健全なる国民善良なる公民たるの資質を涵養するを以て要旨とす
国語は普通の言語並に実業上必須なる文字文章の読方綴方等を知らしめ正確に思想を発表するの能力を養ふを以て要旨とす
数学は実業上必須なる日常の計算に習熟せしむると共に生活上必要な智識を与え兼て思考を正確ならしむるを以て要旨とす
理科は日常生活に関係深き通常の天然物及自然現象の概要を授け兼て利用厚生之道を講ぜしむるを以て要旨とす
農業は農耕山林養蚕等に関する普通の知識技能を授け勤勞を尊ぶの精神を養ふを以て要旨とす
商業は売買金融運輸保険等に関する普通の知識を授け兼て勤勉敏捷且つ信用を重んずるの習慣を習ふを以て要旨とす
裁縫は通常の衣類の縫ひ方裁方繕方等に習熟せしめ兼て節約利用の習慣を養ふを以て要旨とす
家事は衣食住看病育兒其他家政に関する事項の概要を授け生活改善の能力を養ふを以て要旨とす
歴史及地理は我国發達の蹟並に本邦國勢の世界的地位を知らしめ兼て国民たるの志操を養ふを以て要旨とす
外国語は日常生活に関係深き簡易なる英語を習得せしむるを以て要旨とす
- 第7条 本校各学年学科目の程度並に毎週教授時数は別表の通り定む
- 第8条 本校の教授時数は毎週男子にありては9時間女子にありては36時間を以て常例とす
但し男子の毎週教授時数は季節に依りて増減し1ケ年20週200時間を下らず
- 第9条 本校の教授時刻は男子は夜間女子は昼間に行ふを常例とす
- 第10条 本校の授業季節は4月 11月 12月 1月 2月 3月の6ケ月とす
- 第11条 本校の休業日次の如し
1. 祝日 大祭日 日曜日
 2. 学年末休業日 5日以内
 3. 冬期休業日 12月28日より翌年1月10日に至る
 4. 産神祭日 3日以内
- 第12条 本校生徒の入学期日は学年の始めとし特別の事情あるものは臨時入学を許可す
- 第13条 本校生徒の入学資格左の如し
1. 尋常小学校の卒業したるもの及学令を超過したるものは前期第1学年に入学せしむ
 2. 高等小学校第1学年を修了したるもの若しくは同等の学力のあるものは前期第2学年に入学せしむ
 3. 前期の課程了了したるもの及高等小学校(修業年限2ケ年)を卒業したるもの又は之と同等の学力あるものは後期第1学年に入学せしむ
- (以下、略)

坂下町教育会議論〔Ⅱ〕（勝野）

表6 各学年学課々程並に毎週教授時数表

外国語	地歴地理及	裁縫	家事	商業	農業	理科	数学	国語	公民修身及	
		25	2	2	2	2	2	2	1	時数
		縫方、通常衣類縫方たち	大家事	大商業	山農林耕	科大要	加合分筆、減算、乘除、珠算、四則	話方、綴方、文学、普通	要道、旨徳	前
		25	2	2	2	2	2	2	1	時数
		同	同	同	同	同	同	同	公民心得	前二
	2	25	2	2	2		2	2	1	時数
	現と展我、状の国、勢来発	同	大看衣食要護住	同	養農蚕耕		諸四等、數、則、及	同	同	後一
	2	25	2		2		2	2	1	時数
	同	同	同	簿商同記業	同		比、分、例、數、比	同	同	後二
	2	25	2		2		2	2	2	時数
	同	同	大家育要政児		経農同、済業及		利、息、算、合	同	同	後三
3							2	2	2	時数
作訳文、発音、章音、読綴、文解、方字							初、代、歩、數	初、漢、文、並、の、に	同	研一
3							2	2	2	時数
同							同	同	同	研二

して、1898年4月の坂下実業補習学校開校以来、1914年3月に坂下実業学校が廃校になるまでの、教職員の動向等を表4にまとめて掲げておく¹¹⁾。

(8) 坂下実業学校が廃校となってから、実業補習学校を「再興」しようという動きがあり、1914(大正3)年4月から「坂下農業裁縫補習学校」が開校となり、その後の1922(大正11)

年4月にこれが「坂下農商補習学校」となる¹²⁾。しかし、もはやここには、かつての坂下実業補習学校、その後の坂下実業学校を創設せしめた「興村教育」の思想も「学問と労働の結合」の思想もなく、その「学則」からも明白なように、あるものはただ、天皇制国家社会の臣民教育の思想であり(第6条)、職業教育のなかでめざされたものも、「農業」のなかでの「勤労を尊ぶの精神」の養成、「商業」のなかでの「勤勉敏捷且つ信用を重んずるの習慣」の形成、等

11) 前出『坂下町誌』36ページ。

12) 同上、37ページ。

々である(第6条)。総じて「改良ノ思想」形成に対して順応主義がそこでの教育の基調に据えられたのである。全体で16条からなる坂下農商補習学校の学則の一部を掲げれば、表5のとおりである¹³⁾。

また、坂下農商補習学校の各学年の教科課程および時間割を掲げれば、表6のとおりである¹⁴⁾。この表6は、「学則」第7条にいう「別表」にあたるものである。なお、ここに掲げた「学則」は、その後の1926(大正15)年6月25日、ここに「青年訓練所」が併設されるにもなって、ようやく確定されたものである¹⁵⁾。

戦前日本の天皇制公教育体制のなかで、坂下の人々が教育・学問に寄せた切実なる思いが結局どのように無残に踏みにじられていったか、この点を実証するために、この農商補習学校の実態の一端を示してみた次第である。「学則」の第8条・第9条によってみても、この補習学校は、授業時数毎週9時間(男子)、年間20週200時間以上(同)、夜間制(同)等々であって、到底系統的に学問学習に取り組む場所足りえなかったのである。

付 記

今回この論文をまとめるに際しても、先回と同様に、坂下小学校の大橋寿美代先生に色々とお協力いただいた。現地での資料の発掘・収集から、さまざまな角度からの助言まで、ずい分お世話になった。記して深く御礼申し上げる。

13) 同上、37～39ページ。

14) 同上、40ページ。

15) 前出『坂下町史』579ページ。

本論文の出来具合があまりよくないことを、大変に申し訳なく思っている。

坂下実業学校に関する研究は、時期的には明治期中葉から大正期初めを対象とするものであり、そこに込められた坂下町の先人たちの思いを掘り起こすための研究である。資料の収集さえ困難となった、遠い過去の出来事として、この実業(補習)学校の創設・維持の実践があることは間違いない。しかし、この実践に込められている坂下の先人たちの思いは、けっして坂下の地から消え去ってしまった思いではない。それどころか、その後(坂下実業学校が廃校になってから後)の坂下の教育の歴史をフォローしてみれば、本論文では実証することができていないけれども、これが坂下の教育に一貫して生き続けている思いであることが知られるのである。また、ある町民の「坂下実業学校を廃校にせざるをえなかった、その無念さが私たちに坂下町教育会議をつくらせたのです」という発言は、このことを端的に語ったものといえよう。

坂下町教育会議が岐路に立たされているいま、坂下の父母・住民・教職員にとって、坂下町教育会議のそもそもの設置理念を確かめ合うことも必要であるが、さらに、その設置理念の底にある「学問・教育は坂下のいのち」と表現されている、坂下に伝統的な教育思想を確かめ合うことも必要ではないか。以上のように考えて、本論文を今回まとめてみた次第である。教育法の法社会学という角度からみると、研究はまさにこれから、ここから、という感じがするけれども、今回はこの程度でとどめる。

(1982. 12)